

「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」
に対して寄せられた御意見について

令和2年3月31日
厚生労働省労働基準局
労働関係法課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただき、うち1件は本件に関する御意見、残り1件は本件とは関係の無い御意見でした。お寄せいただいた御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
記録の保存期間については、施行後1年以内を目安に5年とするべき。	<p>労働基準法施行規則等に規定する記録の保存期間については、賃金請求権の消滅時効期間や記録の保存期間の見直し等を行った労働基準法の一部を改正する法律（令和2年法律第13号。以下「改正法」という。）を踏まえ、原則を5年に延長しつつ、当分の間は3年とするものです。</p> <p>改正法附則第3条においては、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、この規定を踏まえて、必要な検討を行います。</p>